

住居費を支援します!

令和4年度熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付(住宅支援資金)のご案内

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

1 事業の目的

この事業は、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的とします。

2 貸付の対象者

熊本県内の市町村(熊本市を除く)に住所を有するひとり親家庭の親であって、原則として児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けており、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく母子・父子自立支援プログラム(以下「プログラム」という。)の策定を受けている方。

3 貸付額と利子

(1) 貸付額は、以下のとおりです。

① 住宅支援資金 1か月あたりの家賃実費×12か月以内

※家賃実費には、管理費及び共益費を含みます。

※上限額は、月額 40,000 円×12 か月=480,000 円です。

※住居確保給付金等の他制度による支援を受けている場合は、差額が上限です。

例)家賃実費 50,000 円で、住居確保給付金により 30,000 円の支援を受けている場合は、差額の 20,000 円が月額の上限となります。

(2) 利子は、無利子です。ただし、返還債務の履行期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

※ 連帯保証人は不要です。

4 返還債務の免除

次の場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

(1) 現に就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。)を継続したとき。

- (2) 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

★注意

貸付契約が解除されたとき、貸付終了後 1 年以内に業務に従事(プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等)しなかったときなど、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなった場合には、貸付金を返還していただきます。

5 申請の手続き方法

県内の町村に住所を有する方は熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課、県内の市に住所を有する方は各市福祉事務所に次の書類を提出してください。

<提出書類>

- ① 住宅支援資金貸付申請書(様式第1号の2)
- ② 母子・父子自立支援プログラム(写し)
- ③ 住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書(様式第2号の2)
- ④ 世帯全員の記載のある住民票(個人番号の記載がないもの)
- ⑤ か月あたりの家賃実費が分かるもの(賃貸借契約書の写しなど)

6 申請受付期間

令和5年2月28日(火)まで

※ 受付期間以外での受付はできませんので、ご注意ください。

7 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定又は不承認について申請者あてに通知します。

貸付決定者には、借用書及び銀行口座振込依頼書を提出していただきます。

8 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された借用書、銀行口座振込依頼書等に不備等がなければ、原則として偶数月に2か月分を指定口座に振り込みます。

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 福祉資金課

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター1階

TEL 096-324-5475 FAX 096-324-5456

※ 詳しくは、本会ホームページに掲載の貸付規程をご覧ください。